自治会活動の事故に対する保険
その１ ：当自治会加入保険（全会員対象）
【東京海上日動火災（株）の自治会活動保険】

参考：保険金額例
入院保険金：2,000円/日
通院保険金：1,000円/日

事故が起きたら

自治会員

いつ、どこで、だれ，または、何がどのようにして、どんな状況か

↓ 報告

湘南鷹取2丁目自治会
代表（自治会長）

↓ 通知

代理店　（株）LST
0120-751-131
逗子市沼間1-4-50
https://lsthoken.com/

↓

東京海上日動火災保険
0120-868-100

その2 ：横須賀市のまちづくりサポーター保険制度
（役員・委員対象）

自治会年間行事で，役員・委員としての活動での事故に対する保障

事故の種類	補償金額	内容
死亡	300万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	最高300万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院(180日以内)	1日2, 500円	傷害事故を原因としで事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算されます※通院は事故発生から180日以内の通院に対し最大90日分を給付します
通院(90日以内)	1日 2,000円	

事故の種類	補償金額	内容
身体賠償事故	最高 1名　1億円 1事故　5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償事故	最高　500万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償事故		他人からの預かり品、管理責任を負う物に損害を与えた場合

※免責金額（自己負担額）5,000円を超える部分について補償します。

事故が起きたら

いつ，
どこで，
だれ，または，
何が，
どのようにして，
どんな状況か

⇩ 報告

湘南鷹取2丁目自治会
代表（自治会長）

申請（事故後30日以内）

⇩

横須賀市　市民部市民生活課市民協働推進係
〒238-8550　横須賀市小川町１１
Tel. 046-822-9699/　Fax. 046-821-1522
https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2710/index.html